

保護者の皆様

寝屋川市こども部保育課長

保育所における感染の対応について（通知）

これまで、検査用スワブの確保ができず、児童の検査ができない状況であったため、市対処方針の暫定的な対応としておりましたが、検査用スワブの確保の目途が立ったこと、また、市内の感染者数が減少傾向にあることなどにより、暫定的な対応である、児童が陽性になった場合の「5日間のクラス休業」の運用を変更いたします。

記

1 変更内容

- (1) 陽性者が1名の場合は、当該クラスの児童及び保育士にPCR検査（スクリーニング検査（希望制））を実施します。**当該クラスは、5日間の重点健康観察期間を設け、この間「家庭での保育を推奨」した上で、「通常運営」とします。（クラス休業の対応はありません。）**

※ クラス内で1名の感染が確認された場合、高い確率でクラス内に複数の感染が確認されています。重点健康観察期間は、各御家庭でも御注意をいただくとともに、子どもたちの健康観察をお願いします。

- (2) 陽性者が複数（保育士を含む。）となった場合は、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」などにより、市保健所と協議の上、5日の範囲内でクラス休業の期間を決定する場合があります。

2 運用変更月日

検査用スワブが納入される**3月22日(火)から**

「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針（2022.3.22）」は、こちらから御確認ください。

URL：

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/bousaika/1594344180320.html

3 保育料について

「家庭での保育を推奨」しておりますが、クラス休業ではなく、**「通常運営」となります**ので、保育料は、還付の対象にはなりません。

4 PCR 検査（スクリーニング検査（希望制））について

検査中であっても、登園・出勤は可能です。